

【居宅介護支援サービス 料金表】

利用料金

- 1 利用者が要介護認定を受けている場合、当社の居宅介護支援サービスに対して介護保険給付が支払われるため、**利用者の自己負担はありません。**
- 2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出すると差額の払い戻しを受けることができます。
- 3 上記2の場合、利用者が事業者に対して支払う利用料単価は、次の基本料金の通りです。

	基本料金	介護保険適用時
要介護 1・2	12,380 円	自己負担はありません
特定事業所加算Ⅰ	5,916 円	自己負担はありません
特定事業所加算Ⅱ	4,799 円	自己負担はありません
特定事業所加算Ⅲ ※	3,682 円	自己負担はありません
要介護 3・4・5	16,085 円	自己負担はありません
特定事業所加算Ⅰ	5,916 円	自己負担はありません
特定事業所加算Ⅱ	4,799 円	自己負担はありません
特定事業所加算Ⅲ ※	3,682 円	自己負担はありません
※当事業所は特定事業所加算Ⅲを各介護度に加算致します。		

- 4 上記2の場合、利用者が事業者に対して支払う加算料単価は、次の加算料金の通りです。

	加算料金	介護保険適用時
初回加算	3,420 円	自己負担はありません
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,850 円	自己負担はありません
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,280 円	自己負担はありません
退院・退所加算（Ⅰ）イ	5,130 円	自己負担はありません
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,840 円	自己負担はありません
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,840 円	自己負担はありません
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,550 円	自己負担はありません
退院・退所加算（Ⅲ）	10,260 円	自己負担はありません
通院時情報連携加算	570 円	自己負担はありません
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,280 円	自己負担はありません
ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円	自己負担はありません
介護職員等処遇改善加算	当事業所が算定する当月の居宅介護支援費の総単位数に国が定める加算率を乗じた単位数を加算します。自己負担はありません	

- 5 上記2の場合、利用者のサービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、指定の期日までに支払われない時は、契約の解約をさせていただきます。
- 6 重要事項説明書で示したサービス実施地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するために公共の交通機関を利用した際には、その交通費の実費が必要となります。なお、自動車にて訪問する場合は、以下の交通費を負担していただきます。

当事業所の通常のサービス実地地域を越えた地点から1kmごとに片道：60円